

うるま市児童生徒の派遣に関する補助金交付規程(令和4年うるま市教育委員会告示第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、各種文化活動に関する大会、コンクール、コンテスト等(以下「大会等」という。)で優秀な成績を収め、県内離島及び県外(以下「県外等」という。)へ派遣される者に対し、地理的状況から生じる経済的負担の一部を軽減し、もって、うるま市民の文化活動の振興及び人材育成を図るため、うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付について、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる大会等及び交付対象者)

第2条 補助対象となる大会等は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、国際大会、賞金が発生する大会等又は表彰式のみに参加する場合は、交付の対象外とする。

- (1) 別表第1に掲げる団体が主催する大会等で優秀な成績(上位2つの成績をいう。)を収め、県外等へ派遣される場合
- (2) 前号の規定により派遣された大会等で優秀な成績を収め、その代表として県外等で開催される上位の大会等に派遣される場合
- (3) その他教育長が必要と認める場合

2 補助金の交付対象者は、前項各号のいずれかに該当する大会等に派遣される者かつ派遣決定時にうるま市に住所を有する18歳以下の者とする。ただし、他自治体から派遣費に関する補助を受けている者は、交付の対象外とする。

(交付申請者)

第3条 補助金の交付申請者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育活動における各種文化活動(部活動、クラブ活動等をいう。以下「部活動等」という。)を行っている交付対象者が派遣される場合 部活動等ごとに、次のアからエまでに掲げるいずれかの者
  - ア 交付対象者の委任を受けた学校の校長
  - イ 交付対象者の委任を受けた父母会等の代表者
  - ウ 交付対象者の保護者(親権者、未成年後見人、祖父母等で現に監護する者をいう。以下「保護者等」という。)(交付対象者が1人の場合に限る。)
  - エ 交付対象者本人(交付対象者が1人で、かつ、18歳の者に限る。)
- (2) 学校教育活動以外の活動において各種文化活動を行っている交付対象者が派遣される場合 次のアからオまでに掲げるいずれかの者
  - ア 個人種目(交付対象者が18歳の個人)で派遣されるとき 交付対象者本人
  - イ 個人種目(交付対象者が18歳未満の個人)で派遣されるとき 保護者等
  - ウ 団体種目で派遣されるとき 交付対象者の委任を受けた者又は交付対象者本人(ただし、うるま市に住所を有する18歳以下の交付対象者が2名以上所属している団体の申請は、団体の代表者が交付対象者の委任を受け申請するものとする。)
  - エ 同一大会において団体種目及び個人種目のいずれにも派遣されるとき 団体の代表者

2 前項に規定する交付対象者の委任について、交付申請者は、次の各号に掲げる者から委任を受けなければならない。

- (1) 交付対象者が18歳のとき 交付対象者本人
- (2) 交付対象者が18歳未満のとき 保護者等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2により算出した額とする。

2 大会等の主催団体から当該派遣費に係る補助(以下「主催者補助」という。)がある場合の補助金の額は、次の各号により算出する。

- (1) 交付対象者のうち補助金を受ける者の人数に大会等に派遣される者の人数を除いて得た数に主催者補助の額を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときにあっては、これを切り捨てた額。以下「算出額Ⅰ」という。)を算出する。
- (2) 算出額Ⅰと別表第2により算出した額(楽器輸送費を除く。)を合算して得た額(以下「算出額Ⅱ」という。)を算出する。
- (3) 次のア又はイにより算出する。
  - ア 算出額Ⅱが対象経費(楽器輸送費を除く。)を超えない場合は、別表第2により算出した額を補助金の額とする。
  - イ 算出額Ⅱが対象経費(楽器輸送費を除く。)を超える場合は、対象経費(楽器輸送費を除く。)から算出額Ⅰを控除した額に、別表第2により算出した楽器輸送費の額を合算して得た額を補助金の額とする。

(補助金の交付回数)

第5条 交付対象者に対する補助金の交付回数は、同一年度につき1回を限度とする。ただし、第2条第1項第2号に規定する派遣の場合又は教育長が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて大会等の開催日の10日前(うるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)までに教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 日程表(様式第3号)
- (3) 派遣が確認できる表彰状又は推薦書
- (4) 派遣される大会等の大会要項
- (5) 派遣者の登録名簿
- (6) その他教育長が必要とする書類

2 交付対象者は、交付手続に必要な同意書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

2 教育長は、前項に規定する補助金の交付決定を行う際は、必要な条件を付することができるものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該派遣完了後(主催者補助がある場合は、主催者補助の交付を受けた後をいう。以下同じ。)30日以内又は交付決定があった年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)及び収支決算書(様式第7号)に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大会等が当該年度から翌年度にかけて開催される場合は、当該派遣完了後、速やかに教育長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 教育長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金確定通知書を受領後速やかに、補助金請求書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前のうるま市児童生徒の派遣に関する補助金交付規程の規定によりなされた手続及びその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和7年3月19日教委告示第6号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1	沖縄県中学校文化連盟
2	沖縄県吹奏楽連盟
3	沖縄県合唱連盟
4	沖縄県リコーダー教育研究会
5	沖縄県中学校技術・家庭科研究会
6	沖縄県高等学校文化連盟
7	沖縄県囲碁連盟

別表第2(第4条関係)

	対象項目	対象経費	補助金の額
1	運賃 (航空運賃又は船賃)	各種文化活動大会等の開催地までの最短経路かつ団体割引等の各種割引により算出した額(割引料金が適用されない場合はその額)に、交付対象者のうち補助金を受ける者の人数を乗じて得た額	対象経費に要した額。ただし、運賃及び宿泊費を合わせて1人当たり5万円を上限額とする。

2	宿泊費	<p>対象期間は、各種文化活動大会等の出場日前日から大会等終了日までの宿泊費とし、団体割引等の各種割引により算出した額(割引料金が適用されない場合はその額)に、交付対象者のうち補助金を受ける者の人数を乗じて得た額</p> <p>※大会側から日程を指定された参加要請がある場合は、その分も対象期間に加えることができる。</p> <p>※大会期間中であっても当該大会に関係のない宿泊費は対象としない。</p>	<p>対象経費に要した額で1人1泊につき5,000円を上限額とする。ただし、運賃及び宿泊費を合わせて1人当たり5万円を上限額とする。</p>
3	楽器輸送費	<p>実際に負担する額に補助金を受ける者の人数を乗じて得た額</p>	<p>対象経費に要した額。ただし、1人当たり5,000円を上限額とする。</p>

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

うるま市教育委員会教育長 様

申請者

〒

住 所： \_\_\_\_\_

団体名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ ㊤

氏名又は保護者名： \_\_\_\_\_ ㊤

連絡先： \_\_\_\_\_

補助金交付申請書

下記の補助金交付申請額を \_\_\_\_\_ に係る派遣費補助金として、交付して下さるよう、うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 日程表(様式第3号)
- (3) 派遣が確認できる表彰状又は推薦書
- (4) 派遣される大会等の大会要項
- (5) 派遣者の登録名簿
- (6) その他教育長が必要とする書類

様式第2号(第6条関係)

収 支 予 算 書

大会名： \_\_\_\_\_

大会期間： \_\_\_\_\_

派遣期間： \_\_\_\_\_ ( 泊 日 )

開催地： \_\_\_\_\_

学校名： \_\_\_\_\_

(団体名) \_\_\_\_\_

個人名： \_\_\_\_\_

(団体申請の場合は、個人名は省略可)

1. 収入の部

	項 目	予 算 額	備 考
1	市補助金	円	
2	主催団体からの補助金	円	
3	個人負担金	円	
	合 計	円	

2. 支出の部

	項 目	予 算 額	備 考
1	運 賃	円	
2	宿 泊 費	円	
3	楽器輸送費	円	
4	そ の 他	円	
	合 計	円	

※予算書の支出の部は、実際に要する予定額を記入すること。

※収入の部と支出の部の合計は同額になること。

様式第3号(第6条関係)

日 程 表


日 付	日 程	宿 泊 地



様式第5号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

うるま市教育委員会  
教育長 

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった派遣費補助金については、うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 大会名 \_\_\_\_\_
2. 不交付理由 \_\_\_\_\_

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

うるま市教育委員会教育長 様

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

団体名 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ ㊟

氏名又は保護者名 : \_\_\_\_\_ ㊟

連絡先 : \_\_\_\_\_

### 実績報告書

うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績報告書を提出します。

### 記

1. 大 会 名 : \_\_\_\_\_

2. 補助金交付決定額 : \_\_\_\_\_ 円

### 3. 添 付 書 類

- (1) 大会の結果が分かる資料
- (2) 領収書又は原本証明のある領収書の写し
- (3) 収支決算書(様式第7号)
- (4) その他教育長が必要とする書類

様式第7号(第8条関係)

収 支 決 算 書

交付を受けた大会名： \_\_\_\_\_  
 派遣期間： \_\_\_\_\_ (泊日)  
 大会結果： \_\_\_\_\_  
 学校名： \_\_\_\_\_  
 (団体名) \_\_\_\_\_  
 個人名： \_\_\_\_\_  
 (団体申請の場合は、個人名は省略可)

1. 収入の部

	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
1	補助金交付 決定額	円	円	
2	主催団体から の補助金	円	円	
3	個人負担金	円	円	
	合 計	円	円	

2. 支出の部

	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
1	運 賃	円	円	
2	宿 泊 費	円	円	
3	楽器輸送費	円	円	
4	その他	円	円	
	合 計	円	円	

※収入の部と支出の部の合計は同額になること。

様式第8号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

うるま市教育委員会  
教育長 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった\_\_\_\_\_に  
係る派遣費補助金については、うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

うるま市教育委員会教育長 様

住 所 : \_\_\_\_\_

団体名 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ ㊟

氏名又は保護者名 : \_\_\_\_\_ ㊟

連絡先 : \_\_\_\_\_

補助金請求書

年 月 日付、 \_\_\_\_\_ 号で確定通知のあった、うるま市各種文化活動大会等の派遣に関する補助金として、下記のとおり請求します。

記

1. 大 会 名 \_\_\_\_\_
2. 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円
3. 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

口座振込依頼	
金融機関名	
本店・支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	